



# 佐賀県公報

平成17年  
8月17日  
(水曜日) 外  
号

目 次

選挙管理委員会事項

(印は、県例規集に登載するもの)

- 衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員の選挙における立候補届出

事務についての説明会

(告示・四〇) 一

- 衆議院小選挙区選出議員の選挙において選挙長が事務を行う場所(〃・四二)一
- 公職選挙法に基づく選挙人名簿の被登録資格の決定の基準日、登録を行う日及び縦覧に供する期間

(〃・四二)一

## ○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第四十号

- 第四十四回衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員の選挙における立候補届出
- 事務についての説明会を次により行う。

平成十七年八月十七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一日時 平成十七年八月二十三日 午後二時

二場所 佐賀県職員互助会館(大会議室)

●佐賀県選挙管理委員会告示第四十一号

- 平成十七年九月十一日執行予定の衆議院小選挙区選出議員の選挙において、選挙長が事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十七年八月十七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

三

平成十七年八月三十日

一 登録を行う日

平成十七年八月二十九日

二 縦覧に供する期間

一 被登録資格の決定の基準となる日  
平成十七年八月二十九日。ただし、年齢については、平成十七年九月十一日

佐賀県選挙管理委員会  
委員長 松 尾 紀 男

二 八月三十一日以後 佐賀県庁(選挙管理委員会事務局)

選挙区	事務を行いう場所
佐賀県第一区	
佐賀県第二区	佐賀県自治会館大會議室
佐賀県第三区	

一 八月三十日

申購  
込読  
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年八月十七日印刷及び発行者  
佐賀県知事 古川康行

印刷定日  
所 毎週月曜日  
株古川総合印刷